

世界連邦・北海道規約



第1章 組織名称及び事務局

第1条 本会は世界連邦・北海道(WFM北海道)と称し、北海道地域における世界連邦運動の集約及び活動の調整機関である。この組織は世界連邦推進日本協議会を構成する諸団体と密接な連携のもとに、その指導を受け、かつ、協力関係にある組織である。

第2条 本会は事務局を札幌市内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は世界連邦運動協会(WFM・JAPAN)及び世界連邦・北海道の規約に基づき、世界における戦争及び紛争の抑止、環境の保全及び飢餓の予防、その他世界の平和実現と人類の福祉増進のために、目的を同じくするあらゆる組織と連携を図りながら世界連邦実現のために活動する組織である。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 世界連邦建設のために必要な国内運動及び国際運動への参加
- 2 機関紙(世界連邦News letter)の頒布その他参考図書等の普及
- 3 各種講演会、座談会、研究会その他集会
- 4 その他、本運動の展開に必要なと認められる事業の計画と実施

第3章 会員及び会費

第5条 本会WFM及び世界連邦運動協会(WFM・JAPAN)の目的に賛同し組織活動に参加する者を正会員とする。また、この運動を物心両面で支援する者を賛助会員とし、その他、道内の世界連邦宣言自治体、道ユネスコ、世界連邦推進日本協議会を構成する組織と関係する各団体、その外目的を同じくする諸団体の代表者を協賛会員とする。

第6条 会員はその種別に応じて次の会費を負担する。ただし、納入された会費は返納しない。「世界連邦News letter」他資料配布

- 1 賛助会員1年分10,000円以上
- 2 正会員1年分5,000円
- 3 協賛会員会費の負担を義務付けしない。但し市町村は合意できる範囲で負担する
- 4 学生会員1年分1,000円

第4章 総会及び理事会

第7条 総会は本会の決定機関であって、本会所属の会員をもって構成する

第8条 総会は毎年1回開催する。ただし、理事会において必要と認められた時及び総会構成員の3分の2以上の要求があった時は総会を招集することができる。

第9条 総会は次の事項を処理する。

- 1 役員を選出
- 2 事業及び決算報告の承認
- 3 事業計画及び予算の審議
- 4 その他重要事項

第10条 理事会は本会の執行機関であり総会に対し責任を負う。

第11条 理事会は世界連邦・北海道代表が招集し総会の決定に基づいて事業を執行する。

第12条 常任理事は総会の役員選出にあたって、代表・副代表・事務局長・同次長・同局員に選出された時点で常任理事に選出されたものとみなし、会の事務を処理する。

第5章 役員

第13条 本会に次の役員を置く。役員は総会で選出する。

- 1 (1) 代表 1名 (2) 副代表 数名 (3) 事務局長 1名
(4) 事務局次長及び局員 数名 (5) 常任理事 若干名
(6) 理事 若干名 (7) 監事 2名
- 2 顧問及び名誉代表をおくことができる。

第14条 代表は本会を統括し会務を処理する。副代表は代表を補佐し、代表事故ある時は、その職務を代行する。名誉代表は会務を総覧し指導できる。

第15条 代表は理事会(常任理事と理事で構成)において必要と認められた時は、総会の追認を条件として、顧問、副代表及び理事その他の役員を指名することができる。

第16条 監事は本会の事業及び経理を監査し、これを総会に報告する。

第17条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第18条 役員は任期満了後といえども後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

第6章 規律

第19条 理事会は本会の名誉を著しく傷つけ、または、国内の刑罰法令に違反する行為により刑事処分を受けたときは除名することができる。ただし、除名された者は、次の総会で異議を申し立てることができる。

自然退会については次の基準に基づき常任理事会で決定する。例年会費納入の請求文書を受領しながら、何年も納入せず、かつ各種会合や行事に参加のため活動実績のない会員には意旨を問い、その氏名を会員名簿から、削除するものとする。

第7章 経理

第20条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を以てこれにあて、世界連邦運動協会(WFM・JAPAN)の支部として、同協会の「規約施行細則」に定める種別の会費を納入する。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、3月31日に終わる。

第8章 議事

第22条 本会は各機関の定足数を3分の1とし、議事は特別の定めがないかぎり出席者の過半数を以て決する。

第23条 本規約は総会出席者の3分の2以上の賛成で改正することができる。

付則 本規約は平成11年4月1日から施行する。平成12年5月14日・平成15年5月18日・平成16年4月24日・平成17年5月13日 平成20年5月23日 平成27年5月17日それぞれ一部改正